

## 独立行政法人労働安全衛生総合研究所役員報酬規程（新・旧対応表）

改正後	改正前												
<p>(期末手当) 第 8 条 5 前項で規定する割合は、次に掲げる割合（以下「支給割合」という）とする。</p> <table border="1" data-bbox="230 534 875 679"> <thead> <tr> <th>基準日</th> <th>支給割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 月 1 日</td> <td>1 0 0 分の <u>6 2 . 5</u></td> </tr> <tr> <td>1 2 月 1 日</td> <td>1 0 0 分の <u>7 7 . 5</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(勤勉手当) 第 8 条の 2 4 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した常勤役員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において常勤役員が受けるべき俸給及び特別地域手当の月額並びに俸給の月額に 1 0 0 分の 2 5 を乗じて得た額並びに俸給及び特別地域手当の月額に 1 0 0 分の 2 0 を乗じて得た額の合計額に下記表 1 の勤務期間の割合を乗じて得た額に、下記表 2（懲戒処分を受けた常勤役員にあつては、下記表 3）の成績率を乗じて得た額を支給する。この場合において、常勤役員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該合計額に 1 0 0 分の <u>7 7 . 5</u> を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p>	基準日	支給割合	6 月 1 日	1 0 0 分の <u>6 2 . 5</u>	1 2 月 1 日	1 0 0 分の <u>7 7 . 5</u>	<p>(期末手当) 第 8 条 5 前項で規定する割合は、次に掲げる割合（以下「支給割合」という）とする。</p> <table border="1" data-bbox="1205 534 1850 679"> <thead> <tr> <th>基準日</th> <th>支給割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 月 1 日</td> <td>1 0 0 分の <u>6 5</u></td> </tr> <tr> <td>1 2 月 1 日</td> <td>1 0 0 分の <u>7 5</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(勤勉手当) 第 8 条の 2 4 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した常勤役員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において常勤役員が受けるべき俸給及び特別地域手当の月額並びに俸給の月額に 1 0 0 分の 2 5 を乗じて得た額並びに俸給及び特別地域手当の月額に 1 0 0 分の 2 0 を乗じて得た額の合計額に下記表 1 の勤務期間の割合を乗じて得た額に、下記表 2（懲戒処分を受けた常勤役員にあつては、下記表 3）の成績率を乗じて得た額を支給する。この場合において、常勤役員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該合計額に 1 0 0 分の <u>7 5</u> を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p>	基準日	支給割合	6 月 1 日	1 0 0 分の <u>6 5</u>	1 2 月 1 日	1 0 0 分の <u>7 5</u>
基準日	支給割合												
6 月 1 日	1 0 0 分の <u>6 2 . 5</u>												
1 2 月 1 日	1 0 0 分の <u>7 7 . 5</u>												
基準日	支給割合												
6 月 1 日	1 0 0 分の <u>6 5</u>												
1 2 月 1 日	1 0 0 分の <u>7 5</u>												

表 2

勤務成績	成績率
優秀	100 分の <u>83.5</u> 以上 <u>155</u> 未満
良好	100 分の <u>72.5</u>
良好でない	100 分の <u>72.5</u> 未満

表 3

懲戒処分	成績率
停職	100 分の <u>18.5</u> 以下
減給	100 分の <u>36.5</u> 以下
戒告	100 分の <u>54.5</u> 以下

## 附 則

1 この規程は、平成 23 年 3 月 31 日から施行する。

表 2

勤務成績	成績率
優秀	100 分の <u>80.5</u> 以上 <u>150</u> 以下
良好	100 分の <u>70</u>
良好でない	100 分の <u>70</u> 未満

表 3

懲戒処分	成績率
停職	100 分の <u>17.5</u> 以下
減給	100 分の <u>35</u> 以下
戒告	100 分の <u>52.5</u> 以下